

東松島市導入促進基本計画

【国同意日】令和5年6月6日

宮城県東松島市

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、東日本大震災による甚大な被害を受けた中、一日も早い復旧・復興を図るため、単なる復旧にとどまらない「創造的復興」を目標として様々な取組を進めるとともに、持続可能なまちづくりを進める「SDGs 未来都市」に選定され、人口維持及び減少緩和の取組を進めている。

本市の人口は、震災の影響により大幅な減少となったが、令和2年国勢調査においては39,098人で、5年前の平成27年の調査時から382人の減(0.97%)に留まり、宮城県全体の減少率1.3%よりも少ない減少率となっている。

また、市内の事業所数の推移においては、震災後大きく事業所数が減少したが、令和3年と平成28年の経済センサスによる事業所数を比較すると約100事業所が増加しており、地域経済の復興が着実に進み始めている。

しかしながら、昨今は令和2年から継続するコロナウイルス感染症の拡大による影響やロシア・ウクライナ問題などの世界的な社会情勢により、売上高の減少や物価高騰による仕入額の増加による影響が著しく市内企業の経営環境を悪化させている状況である。

このような現状を打開し地域経済の活性化につなげるためには、積極的な経営姿勢で発展的に事業を展開していくべきである。例えば、工場の稼働率や取引量の減少がみられる製造事業者においては、効率化や省力化を目指し、生産ラインの自動化等によるDXの推進等の新たな取組が必要である。

また、住宅建設の先細りによる施工数減少等が問題となる建設業のように復興特需を受けていた業種に関しては、新たな取組による経営基盤の強化など先を見据えた事業展開が必要となってくる。

恒常的な設備不足に直面している事業者も製造業・サービス業等で2割以上おり、新たな事業展開へつなげるための人的資源及び物的資源が不十分な状況にある。特に、市内事業者の約9割を占める小規模事業者についてはそれらがより顕著な問題となっている。

このような現状を放置することは地域経済の弱体化に直接影響を及ぼすものであり、回復困難な産業の衰退を招くことになり兼ねない。これを回避する目的として、設備投資により生産性を向上させることで、労働力不足を解消するとともに、魅力あるビジネスモデルを確立し円滑な事業承継を実現していくことは持続可能な地域産業を推進するにあたり喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、東松島市は県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、宮城県の復興モデル市として更に経済発展していくことが期待される。

これを実現するための目標として、令和3年経済センサスによる市内事業所数1,271事業所の2.0%を基準とし、計画期間内に25件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

東松島市においては、工業団地における工場立地を中心とした製造業や住宅建設により復興を担ってきた建設業などの第2次産業と、日本三景の一角を占める奥松島や航空自衛隊松島基地「ブルーインパルス」を地域資源とした小売業やサービス業などの第3次産業が地域経済の根幹を支えている。一方で、地元の名産である海苔や牡蠣の養殖などの水産業や経営強化のために法人化が進む農業などの第1次産業も盛んであり、特色を活かした地域の復興には不可欠な存在となっている。これらの多様な産業において、生産性を向上させ経営基盤の強化を図るために必要な設備は事業者によって多岐にわたり、それらの導入を促進することは必要な施策である。

したがって、多種多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

東松島市では、小売業者はJR仙石線沿線上の駅周辺や国道45号線を中心に、観光資源を活用した宿泊・サービス業は奥松島エリアを中心に、製造工場等は3つの工業団地を中心に域内に広く立地しており、様々な産業が広域にわたり点在している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

東松島市の産業は、農林水産業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が東松島市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業

者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日 ～ 令和7年6月14日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定においては、以下の事項に配慮するものとする。

- ・ 人員削減を目的とした取組を含む計画については認定の対象としない等、雇用の安全を確保すること
- ・ 市税を滞納している者については認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性を維持すること
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に資するものとする

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。